

別表六の二(十二)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			連 結 事 業 年 度	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )					
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	円					
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2										
	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「11」の合計)	3						特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (償得適用連結法人の合計)	13			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4						<b>「18」欄</b> 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」 ② 「区分番号」欄：「10490」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額				
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5										
	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6									の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7									計 当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8									の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑫」)	17
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9						算 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(16) - (17)$	18			
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10										
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(9) - (10)$	11										

別表六の二(十二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分